

2022年11月1日 全11頁

# 資本剰余金からの配当を受け取る 個人投資家が注意すべき点は何か？

税務面での手続きと中間配当を行わない傾向に注意が必要

金融調査部 研究員 斎藤航  
主任研究員 長内智

## [要約]

- 個人投資家の中には株式の配当金を重視して投資する人も少なからずいるだろう。配当は、通常の実務慣行では「その他利益剰余金」を原資として行われるが、業績悪化等により「その他利益剰余金」が不足しているため、「その他資本剰余金」を原資として（以下、資本剰余金配当）行われることもある。
- 通常の実務慣行として行われる「その他利益剰余金」を原資とした配当を受け取る際には、配当金の全額に対し源泉徴収が行われるため確定申告は原則不要である。一方で、資本剰余金配当を受け取る場合、確定申告が必要となる場合があることなどに注意が必要である。
- 資本剰余金配当を行う企業は中間配当を行わない傾向にある一方、無配となるケースはさほど多くないということも留意すべき点である。
- 資本剰余金配当を行う理由が業績悪化にある場合、業績悪化が一時的であるかしっかりと見極めることが必要である。

## 1. はじめに

近年、老後に向けた資産形成や資産所得を増やすために、証券投資に関心を持つ人や実際に証券投資を始める人が増加してきた。その中には、株式の配当金を重視して投資する人も少なからずいるだろう。通常の実務慣行として、企業の株主への配当は、企業がその期に稼いだ当期純利益に基づいて、または過去に稼いだ利益を社内に積み立てた利益剰余金のうち「その他利益剰余金」を原資として行われる（以下、利益剰余金配当）。

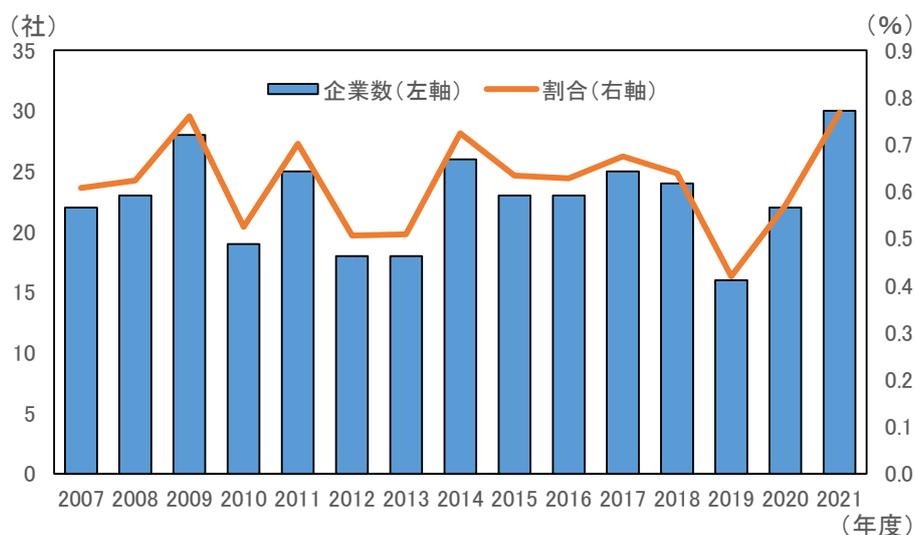
一方で、通常の実務慣行とは異なる「その他資本剰余金」を原資とした配当（以下、資本剰余金配当）が行われることがある。例えば、2020年度の配当金支払いに関して、高配当株としても知られる大企業が、一般に聞き慣れない資本剰余金配当を行うと発表し、その企業の個人株

主を中心に大きな話題となった。

東京証券取引所（東証）上場企業（普通株式）で資本剰余金配当を行った企業数は、2021年度（2021年4月～2022年3月までに決算期が到来した企業）に大きく増加し、リーマン・ショック後の2009年度を超えて過去最多を記録した（**図表1**）。全体の企業数に占める資本剰余金配当を行った企業数の割合で見ても、2021年度が最も高い。この背景には、コロナ禍で業績が悪化し、利益剰余金配当が十分にできない企業が増えたこともあるとみられる。

本稿では、個人投資家や証券投資を始めようと考えている人が押さえておきたい資本剰余金配当の概要と注意すべき点に加え、制度上の仕組みなど少し細かな論点についても解説する。

**図表1 資本剰余金配当を行った企業数および全体の企業数に占める割合の推移**



(注1) 集計対象は、東京証券取引所の上場企業（普通株式）。年度のデータに関して、例えば、2021年度は、2021年4月1日から2022年3月31日までの1年間に決算期が到来し、かつ資本剰余金配当の実施を公表した（本決算日を基準日とする配当、および、本決算日以外を基準日とする配当の両方を含む）企業数およびその割合を示す（図表6でも、同様な取扱いとする）。

(注2) 割合の算出における分母（全体の企業数）は、「資本剰余金配当を行った企業数+利益剰余金配当のみを行った企業数+無配の企業数」を用いた。資本剰余金配当と利益剰余金配当の両方を行う企業は、この第1項に含めた。また、新規上場企業は算出から除く扱いとした。

(出所) Quick より大和総研作成

## 2. そもそも資本剰余金配当とはどういうものか

### 2.1. 資本剰余金配当とは何か

企業の配当に関して、会社法では、利益剰余金配当のみならず、資本剰余金配当も認められている。

会計上、資本剰余金は、資本準備金とその他資本剰余金からなる（**次頁図表2**）。このうち資本準備金からは配当ができないが、その他資本剰余金からは配当が可能である。利益剰余金配当は、株主が投資した資金を使って稼いだ利益の株主への還元という意味合いがあるのに対し、資本剰余金配当は株主が行った投資の払い戻しという意味合いがある。

図表 2 配当原資の会計上の位置づけ

純資産	株主資本	払込資本 (株主が拠出)	資本金	
		留保利益 (蓄積した利益)	資本剰余金	資本準備金
			利益剰余金	その他資本剰余金
	自己株式	株主資本以外		

(注) 塗りつぶしの箇所が配当の原資として利用できる項目。

(出所) 法令等より大和総研作成

## 2.2. どのような場合に資本剰余金配当が行われる傾向にあるか

基本的には、通常の配当の原資となるその他利益剰余金が少ない、またはマイナスとなった場合において、継続的かつ安定的な配当を実施するために資本剰余金配当が行われる。例えば、コロナ禍などの危機等により業績が悪化し利益剰余金がマイナスになった場合や、子会社株式の減損処理といった資金の減少を伴わない一時的な巨額損失が発生した結果、利益剰余金がマイナスになった場合などがある<sup>1</sup>。

## 2.3. 個人投資家は資本剰余金配当が行われることをどのように知るか

会社の公表、または、その公表を確認していなくても会社から送付されてくる配当の通知で資本剰余金配当になったことを株主は確認できる。

前者の「会社の公表」について、上場企業が「剰余金の配当」についての決定をした場合には、東証が運営するTDnet（適時開示情報伝達システム）を通じて、直ちにその内容を開示することが義務付けられており、さらに資本剰余金配当である場合には、その旨などを開示することとされている<sup>2</sup>。具体的な上場企業の開示様式例は、日本取引所グループのウェブサイトに掲載されており<sup>3</sup>、基本的には、この開示様式例に沿って公表されるものと思われる。また、概ね同じタイミングで、上場企業のウェブサイト上の株主・投資家情報（IR）のページに剰余金配当に関する資料が掲載されることが多い。

後者の「通知」について、実務慣行として通常、個々の株主に対して配当の決定に関する通知が送付されている。

なお、前述した 2020 年度の配当金支払いで話題となった資本剰余金配当の事例については、金融関連のニュースや SNS を通じて知ったという人も少なくなかったとみられる。

<sup>1</sup> 資本剰余金配当を行う企業の特徴等の詳細については、以下を参照されたい。

斎藤航・長内智（2022）「資本剰余金配当を行う企業の特徴と今後の課題は何か？」（2022年9月6日、大和総研レポート）

<sup>2</sup> 東京証券取引所「会社情報適時開示ガイドブック」（2022年4月版）

<sup>3</sup> [日本取引所グループ 開示様式例](#)

### 3. 注意点①：資本剰余金配当受領の際の税務上の取扱い

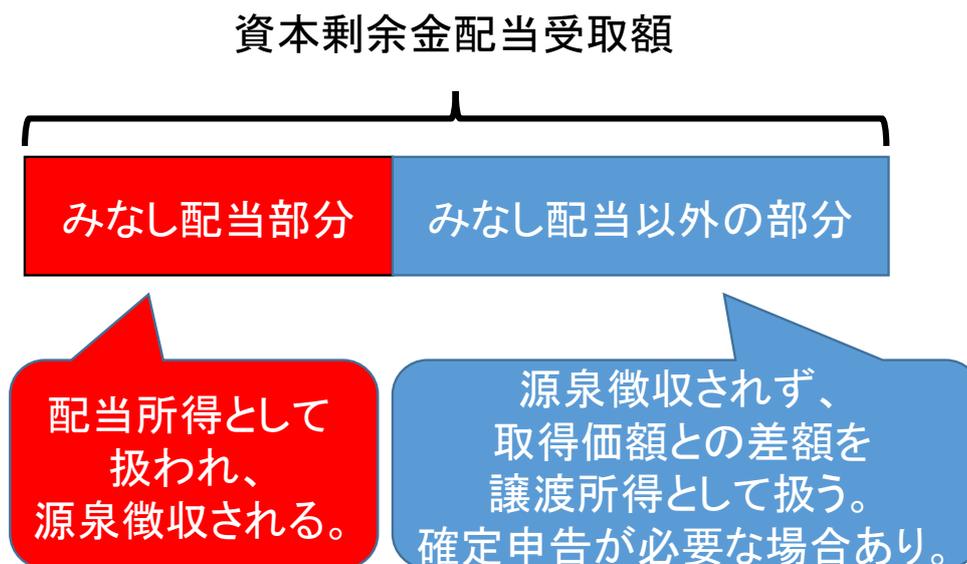
#### 3.1. 資本剰余金配当受領の際の税務の概要

通常の実務慣行として行われる利益剰余金配当の場合には、配当金の全額に対し 20.315%の税金（所得税 15.315%<sup>4</sup>、住民税 5%）が源泉徴収され、源泉徴収後の残額を個人投資家は受け取る事となっており、税務面ではシンプルな仕組みとなっている<sup>5</sup>。これと比較して、資本剰余金配当を受け取る場合は、税務面において少々複雑となっている。資本剰余金配当を受け取る際の税務面でのポイントは以下の通りである。

- 資本剰余金配当が「みなし配当部分」と「みなし配当以外の部分（みなし譲渡収入）」に分けられ、みなし配当部分に対してのみ税金が源泉徴収される（図表 3）。
- みなし配当以外の部分は配当所得ではないため、原則源泉徴収の対象とならない。
- みなし配当以外の部分については、当該株式を売却していなくても売却したとみなして、譲渡収入として扱う。そして、取得価額との差額を譲渡所得とみなして、確定申告が必要な場合がある（3.3. 参照）。
- 株式の取得価額の調整（減額）も必要となる。

個人投資家にとっては、確定申告の要否を確認しなければならないことに注意が必要である。また、「みなし譲渡損益」や調整後の取得価格などは投資先企業では計算しないため、税理士や税務署、証券会社等と相談して計算する必要がある（ただし、3.3. で説明するように、証券会社にて計算される場合は個人投資家が計算する必要はない）。

図表 3 資本剰余金配当受領の際の税務上の取扱い



（出所）法令等より大和総研作成

<sup>4</sup> 復興特別所得税を含む。

<sup>5</sup> 課税方式として申告分離課税や総合課税も選択できる。

### 3.2. 資本剰余金配当は利益剰余金配当と比べて手取り額は変わるのか

具体的な計算例は巻末の【参考】で示しているが、結論として、利益剰余金配当より、配当受領時点では若干手取りは多くなるものと思われる。ただし、その後、当該株式を売却した場合の課税も考慮すると、最終的に支払う税額は基本的に変わらないものと考えられる。

### 3.3. 資本剰余金配当受領の際のケース別の税務上の取扱い

資本剰余金配当受領の際の税務上の取扱いについてケース別にまとめると図表4のようになる。確定申告が必要なケースがあることに注意が必要である。

図表4 資本剰余金配当受領の際のケース別の税務上の取扱い

		一般口座	特定口座		NISA口座
			株式数比例配分方式 (注1)	それ以外 (登録配当金受領 口座方式など)	
みなし譲渡損益		投資家が計算する必要あり	投資家が計算する必要なし (特定口座内で自動計算)	投資家が計算する必要あり	投資家が計算する必要なし(非課税のため そもそもみなし配当や みなし譲渡損益を考 慮する必要なし)
確定申告の 必要有無	みなし譲渡益 の場合	原則必要	不要	原則必要	不要
	みなし譲渡損 の場合	損益通算や繰越控除 を行う場合は必要(注2)	繰越控除等を行う場 合は必要	損益通算や繰越控除 を行う場合は必要(注2)	(損益通算や繰越控 除はできない)
取得価額修正		投資家自身で行う必 要あり	基本的に証券会社が 行う	基本的に証券会社が 行う	そもそも修正を行う必 要なし

(注1) 株式数比例配分方式とは、国内上場株式等の配当金を証券会社の取引口座で受け取ることのできる方法。

(注2) 確定申告を行うことにより、その年分の上場株式等に係る利子所得および配当所得と損益通算ができる。さらに、損益通算をしても控除し切れない損失額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等に係る譲渡所得、利子所得および配当所得の金額から繰越控除することができる。

(出所) 法令等より大和総研作成

## 4. 注意点②：資本剰余金配当を行った企業は中間配当を行わない傾向

個人投資家が注目する点として、中間配当について見ていきたい。なお、本稿では、中間配当は、本決算日以外を基準日とする配当のこととする(四半期配当等も含む)。次頁図表5は、直近の5年間で各年度の期末に配当を行った企業を配当原資別に分けた上で、その翌年度に中間配当を行った企業数の割合を各々示したものである。例えば、2020年度の資本剰余金配当の値は、2020年度の期末を基準日とする資本剰余金配当を行った企業のうち、翌年度(2021年度)に中間配当を行った企業の割合を示している。

図表5から、期末に資本剰余金配当を行った企業は、利益剰余金配当を行った企業と比べ、翌年度に中間配当を行わない傾向にあることが確認できる。その理由として、期末配当と翌年度の中間配当は、財源が基本的に同じであることが挙げられる<sup>6</sup>。つまり、期末に資本剰余金配当

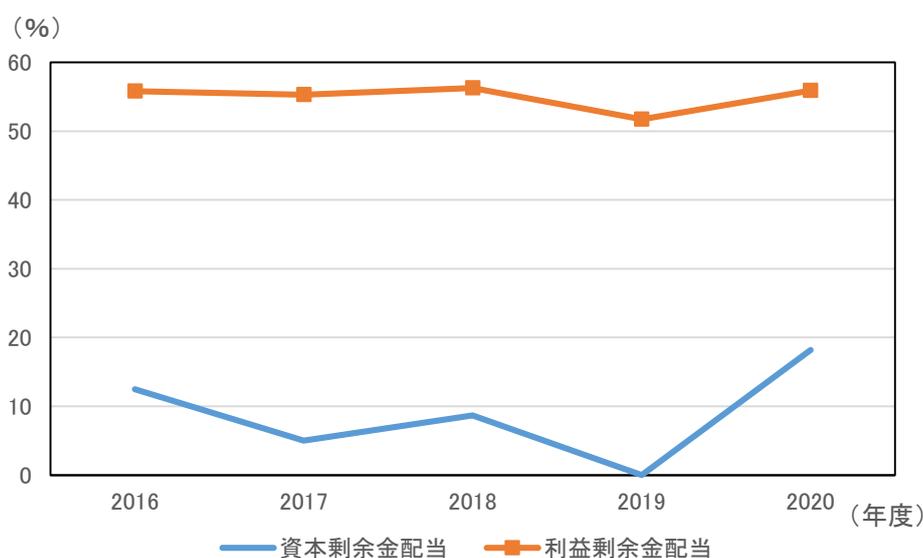
<sup>6</sup> 翌年度に中間配当を行う場合、翌年度の期間損益は、臨時決算を行うなどしない限り反映されない。従っ

を行った企業は利益剰余金が少ないまたはマイナスの場合が多く、翌年度の中間配当の財源に余裕がないため、中間配当を見送るといった選択をしていることなどが考えられる<sup>7</sup>。

なお、過去に利益剰余金配当を行っていた期間では中間配当を行っていた企業が、期末に資本剰余金配当を行った翌年度には、中間配当を行わなくなった例も見られた。

個人投資家の中には、勤労者の夏と冬のボーナスのように、資産所得として配当を年2回受け取ることを好む人がいる。そうした投資家の場合、資本剰余金配当となった上場企業の株式について、年1回の期末配当が一時的であるのか、それとも恒常的に続くのか見極めていくことも重要となろう。

図表5 期末の配当原資別の翌年度の中間配当実施状況（直近5年間）



(注) 当該年度の期末を基準日として配当を行った企業を配当原資別に分け、その翌年度に中間配当を行った割合を示した（中間配当の原資は問わない）。  
(出所) Quick より大和総研作成

## 5. 注意点③：投資先企業の成長性の懸念や無配に転じる可能性等

資本剰余金配当は、個人投資家にとって安定した配当を受け取ることができるなどのメリットがある。一方で、投資先企業の成長性へ悪影響を及ぼす可能性もある。企業が有償減資を行い、資本金からその他資本剰余金に振り替えるなどして資本剰余金配当を行った場合、配当という形で元手が社外に流出することにより、将来の投資に充てられる資金が減少するためである。

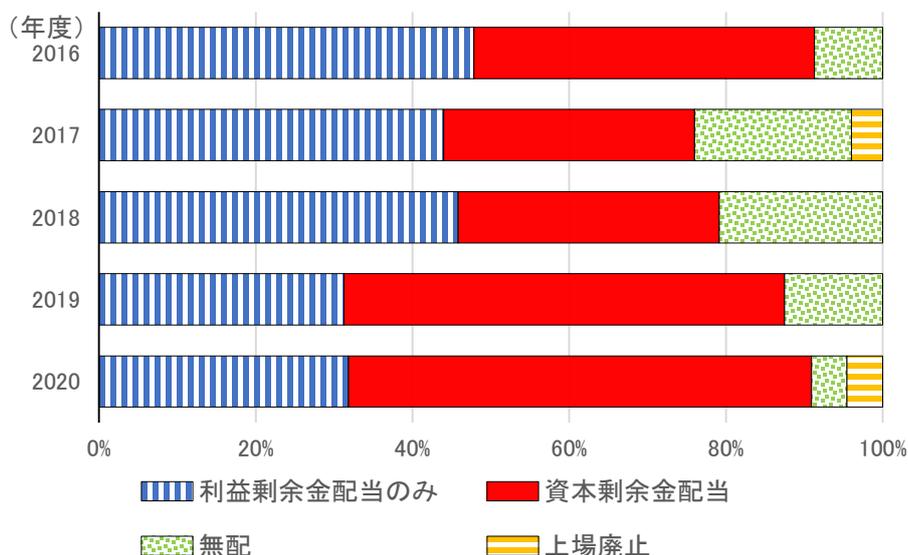
また、資本剰余金配当を行った企業は業績の悪化が示唆される場合もあり、その翌年度に無配になる可能性が懸念される。ただし、直近5年間のデータを見る限り、資本剰余金配当を行っ

て、基本的には、当期末配当と、その翌年度の中間配当の財源は同じであると考えられる。

<sup>7</sup> なお、翌年度末（中間配当を行った期末）に欠損が生じた（分配可能額を超えて配当を行った）場合、基本的にその事後的な欠損の責任は業務執行者に課されることとなる。つまり、事後的な欠損の可能性があるにもかかわらず、中間配当を実施すれば、「職務について注意を怠った」として業務執行者が責任を問われることになるため、中間配当を見送るケースもあるものと思われる。

た年度の翌年度に必ずしも無配になるわけではない（図表 6）。ただ、重要なのは、業績悪化が示唆された場合、それが一時的であるかしっかり見極めるということである。業績がさらに悪化するような場合は、資本剰余金配当を行った後に無配となるリスクもあるという点も注意が必要である。さらにいえば、事業継続の懸念がないか財務諸表等で確認する必要もあるだろう。

図表 6 資本剰余金配当を行った企業の翌年度の配当状況（直近 5 年間）



（注）例えば、2016 年度の資本剰余金配当（赤）の値は、2016 年度に資本剰余金配当を行った企業のうち、次年度（2017 年度）も資本剰余金配当を行った企業の割合を表す。

（出所）Quick より大和総研作成

## 6. おわりに

本稿では、個人投資家や証券投資を今後始めようと考えている人が押さえておきたい資本剰余金配当の概要と注意すべき点や制度上の仕組みについて解説した。

投資先企業や投資候補企業が資本剰余金配当を行うこととなった場合、本稿が参考になれば幸いである。

## 【参考】資本剰余金配当受領の際の税額の計算例

以下の条件で、上場企業 A 社につき資本剰余金配当が行われた場合を考える。資本剰余金配当については、通常、株式の発行会社から株主に向け、みなし配当額や純資産減少割合<sup>8</sup>などが案内される。以下の条件の下、資本剰余金配当が行われた場合の税額の計算例を示す（なお、ここでは説明の都合上、やや極端な条件を設定している）。

- ・ 修正前の 1 株当たり取得価額：6,000 円
- ・ 保有株数：300 株
- ・ 資本剰余金配当の 1 株当たり支払額：1,000 円（そのうち、1 株当たりみなし配当額：200 円）
- ・ 純資産減少割合：0.1

### (1) 取得価額の修正

以下の計算式により取得価額の修正を行う。(3)の効力発生日後に売却した場合における譲渡損益の計算などで必要となる。

$$\begin{aligned} & \text{修正後の 1 株当たり取得価額} \\ & = \text{修正前の 1 株当たり取得価額} - (\text{修正前の 1 株当たり取得価額} \times \text{純資産減少割合}) \\ & = 6,000 \text{ 円} - (6,000 \text{ 円} \times 0.1) \\ & = 5,400 \text{ 円} \end{aligned}$$

### (2) みなし譲渡損益の計算

まず、みなし譲渡の収入金額を計算する。

$$\begin{aligned} & \text{みなし譲渡収入} \\ & = (\text{資本剰余金配当の 1 株当たり支払額} - \text{1 株当たりみなし配当額}) \times \text{保有株数} \\ & = (1,000 \text{ 円} - 200 \text{ 円}) \times 300 \text{ 株} \\ & = 240,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

次に、みなし譲渡に該当する取得価額を計算する。

$$\begin{aligned} & \text{取得価額} \\ & = (\text{修正前の 1 株当たり取得価額} \times \text{純資産減少割合}) \times \text{株数} \end{aligned}$$

<sup>8</sup> 純資産減少割合とは、資本剰余金配当により会社の純資産が減少する割合のことを示す。

$$= (6,000 \text{ 円} \times 0.1) \times 300 \text{ 株}$$

$$= 180,000 \text{ 円}$$

これらの差額がみなし譲渡損益となる。今回は、みなし譲渡益（プラス）となり、特定口座かつ株式数比例配分方式以外の場合などでは、この部分につき原則確定申告が必要となる。

$$\text{みなし譲渡損益}$$

$$= \text{収入とみなされる金額} - \text{取得価額}$$

$$= 240,000 \text{ 円} - 180,000 \text{ 円}$$

$$= 60,000 \text{ 円}$$

### (3) 効力発生日後に売却した場合

資本剰余金配当の効力発生日以後に当該株式を売却した場合には、修正後の取得価額を使用し、譲渡損益を計算する。

1株当たりの売却価格が7,000円で300株すべて売却したとする。

$$\text{売却価格}$$

$$= 1 \text{ 株当たり売却価格} \times \text{株数}$$

$$= 7,000 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}$$

$$= 2,100,000 \text{ 円}$$

修正後の取得価額を使用して、当該株式の取得価額を計算する。

$$\text{取得価額}$$

$$= \text{修正後の1株当たり取得価額} \times \text{株数}$$

$$= 5,400 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}$$

$$= 1,620,000 \text{ 円}$$

これらの差額により譲渡損益が計算される。

$$\text{譲渡損益}$$

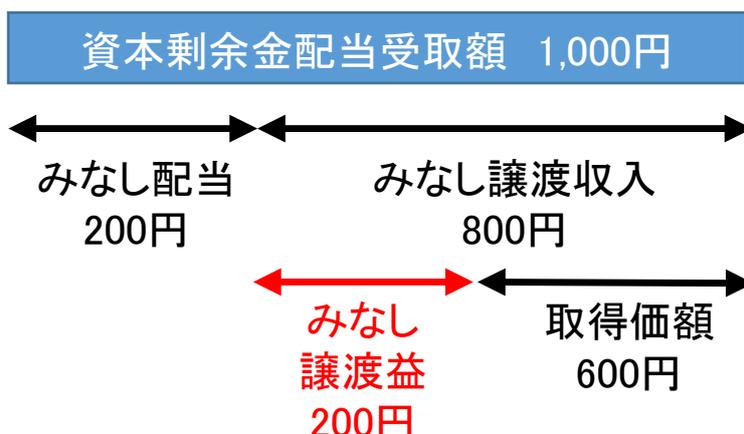
$$= \text{売却価格} - \text{取得価額}$$

$$= 2,100,000 \text{ 円} - 1,620,000 \text{ 円}$$

$$= 480,000 \text{ 円}$$

資本剰余金配当額のみなし配当、みなし譲渡の按分のイメージは次頁図表7のようになる。

図表7 みなし配当、みなし譲渡損益の按分（1株当たり）



(出所) 大和総研作成

#### (4) 税金の計算

利益剰余金配当（申告不要の場合）と資本剰余金配当を受領したとき、それぞれの税額はどうなるかを計算してみる。

##### 【利益剰余金配当の受領の場合】

$$\begin{aligned}
 & 1 \text{ 株当たり支払配当額} \times \text{保有株式} \times \text{税率} \\
 & = 1,000 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \times 20.315\% \\
 & = 60,945 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

により、60,945円が証券会社等により配当支払時（個人投資家にとっては配当受領時）に源泉徴収される（上場株式等の配当所得の税率は所得税15.315%、住民税5%の合計20.315%）。

利益剰余金配当を受領し、配当の効力発生日以後に当該株式を300株すべて売却した（1株当たりの売却価格が7,000円）場合、1株当たり取得価額は6,000円のままなので、売却による税金は以下のように計算される。

$$\begin{aligned}
 & (\text{売却価格} - \text{取得価額}) \times \text{株式数} \times \text{税率} \\
 & = (7,000 \text{ 円} - 6,000 \text{ 円}) \times 300 \text{ 株} \times 20.315\% \\
 & = 60,945 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

以上より、売却も含めると、121,890円（=60,945円+60,945円）の税金を支払うこととなる。

### 【資本剰余金配当の受領の場合】

まず、みなし配当部分は配当所得とみなされるので、利益剰余金配当の場合と同様にして、

$$\begin{aligned} & 1 \text{ 株当たりみなし配当額} \times \text{保有株式} \times \text{税率} \\ & = 200 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \times 20.315\% \\ & = 12,189 \text{ 円} \end{aligned}$$

により、12,189 円が証券会社等により配当支払時（個人投資家にとっては配当受領時）に源泉徴収される。

次に、みなし譲渡損益部分について考える。(2)より、みなし譲渡損益は 60,000 円であるため、上場株式等の譲渡所得の税率 20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）を掛けることにより、みなし譲渡損益部分の税金が計算される。

$$\begin{aligned} & \text{みなし譲渡損益} \times \text{税率} \\ & = 60,000 \text{ 円} \times 20.315\% \\ & = 12,189 \text{ 円} \end{aligned}$$

最後に資本剰余金配当の効力発生日以後に当該株式を 300 株すべて売却した場合（1 株当たりの売却価格が 7,000 円）を考える。(3)より譲渡損益は 480,000 円であるため、この売却による税金は以下のように計算される。

$$\begin{aligned} & \text{譲渡損益} \times \text{税率} \\ & = 480,000 \text{ 円} \times 20.315\% \\ & = 97,512 \text{ 円} \end{aligned}$$

以上より、売却も含めると、121,890 円（=12,189 円+12,189 円+97,512 円）の税金を支払うこととなる。

### 【利益剰余金配当と資本剰余金配当受領の際の税金の比較】

上記計算例により、売却も含めて考えると、最終的に支払う税金の合計額は 121,890 円で利益剰余金配当と資本剰余金配当受領のいずれにおいても変わらない。ただし、配当受領時点では、資本剰余金配当の方が支払う税金が少なく、手取り額が大きくなる（資本剰余金配当では、「みなし配当の源泉徴収額+みなし譲渡損益の税金」で 24,378 円税金を支払う必要がある。一方で、利益剰余金配当の場合は、源泉徴収額 60,945 円である）。前掲図表 7 に照らして考えてみると、資本剰余金配当の場合は、受領時においては取得価額の調整部分（1 株当たりでは 600 円）については税金がかからず、その後の売却において、取得価額が減額した分、税金が多くなる形で調整されるからである。

なお、上記はあくまで単純化した計算例であり、課税方式の選択等により最終的な税額は変わり得るため、詳細は税理士や税務署等に相談されたい。